

県南広域振興局長告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年10月15日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西根佐倉河線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市水沢佐倉河字八ツ口62番1地先から92番地先まで	新	A 42.8～11.7 m	m 305.6
		B 35.2～15.4	335.7
	旧	A 29.5～11.7	305.6
		B 35.2～15.4	335.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 令和3年10月15日から同年11月15日まで